

## 令和5年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第4回東彼杵町議会定例会は、令和5年12月12日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	大安 義和 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第58号	東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	議案第72号	東彼杵町基本構想の策定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	議案第73号	令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第6号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	議案第74号	令和5年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算 (第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	議案第75号	令和5年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	議案第76号	令和5年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	議案第77号	令和5年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第3号)

- (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 78 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 請願第 2 号 町道 (釜の内線) の路面及び離合場所の整備に関する請願書  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 79 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 11 委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件

## 6 閉 会

## 開 議（午前 9 時 58 分）

### ○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、これから議事に入ります。

その前に、町長より前回の答弁の折の訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

実は、一般質問で大石議員の回答の中で、私が大石議員が記名投票ということで話があったということでしたが、その記名投票というのは間違いで、町がですね、単独で決めてやるということですので、よろしく願いいたします。以上でございます。

### 日程第 1 議案第 58 号 東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について （委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 58 号東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、構浩光君。

### ○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

### 記

#### 1 付託された事件

議案第 58 号 東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について

#### 2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

#### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、東彼杵町の次代を担う児童生徒の入学節目を祝福し、養育者をねぎらうとともに、子育て家庭等の経済的負担軽減を図るため、町が小中学校入学祝金を交付するものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### ○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案第 58 号の討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 58 号の討論を終わります。

これから、議案第 58 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 72 号 東彼杵町基本構想の策定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、議案第 72 号東彼杵町基本構想の策定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、構浩光君。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 72 号 東彼杵町基本構想の策定について

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、令和 6 年度を初年度として東彼杵町基本構想を策定するものです。

第 6 次東彼杵町総合計画は町民・地域・行政など、東彼杵町の関わる全ての人たちがまちのめざすべき方向性を共有し、協力してまちづくりを進めていくための新たな指針として策定されています。総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の 2 つに分かれて構成されていま

す。

基本理念は、「ずっと暮らし続けたいまちづくり～子どもたちの笑顔のために～」となっています。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、第 5 次総合計画の町の将来像のキャッチコピーと同様の文言となっているので、変更を望む強い意見がありました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、委員長の報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 72 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 72 号の討論を終わります。

これから、議案第 72 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号東彼杵町基本構想の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 73 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 4 議案第 74 号 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算  
（第 1 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第 75 号 令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 6 議案第 76 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 3、議案第 73 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 4、議案第 74 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5、議案第 75 号

令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6、議案第 76 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 4 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、構浩光君。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 73 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 4679 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 67 億 8473 万 6000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、総務費に地域力創造アドバイザー業務委託料や水源試験工事など 6800 万 1000 円、民生費に低所得者世帯支援枠等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金など 1 億 1283 万 6000 円、衛生費に水道事業会計負担金など 2360 万 2000 円、農林水産業費に施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金や優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金、東彼杵町飼料価格高騰対策緊急事業補助金など 2320 万 4000 円、教育費に用地費など 1814 万 6000 円を追加計上するものである。また、人事異動や人事院勧告に伴う職員給与等の増減に係る所要額もあわせて計上されている。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 444 万 9000 円、県支出金 2191 万 3000 円、繰入金 4197 万 8000 円などを計上し、一般財源として繰越金 1 億 5325 万 2000 円、諸収入 1488 万 4000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、新規事業（小中一貫教育導入検討委員会委員謝礼）等については根拠となる内容等の事前説明をされたいと望む意見がありました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 74 号 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政管財係長の出席を求め委員会を開催し

ました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1667 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1698 万 8000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、診療所経営者（医師）公募事業に関する用地購入費 1667 万 2000 円を追加計上するものである。

歳入については、特定財源として繰入金 1667 万 2000 円を追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で 5 年程度診療所の開業の目途がつかなかった場合、解体費用については、所有者に応分の負担を検討してもらいたい。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 75 号 令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、長寿ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 239 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 4739 万 5000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、産前産後期間の保険税軽減措置に伴う国民健康保険税システム改修業務委託料 178 万 2000 円、特定健康診査等負担金及び特別調整交付金等の実績による償還金 61 万 3000 円を追加計上するものである。

歳入については、出産育児一時金に対する国庫補助金 2 万 5000 円、繰越金 237 万円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次をお願いします。

1 付託された事件

議案第 76 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、長寿ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 995 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5584 万 3000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、「第 9 期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の

策定支援業務が不要となったことなどにより総務費を 233 万円減額し、給料表の改定に伴い会計年度任用職員の給与等が不足するため地域支援事業費に 87 万 4000 円、令和 4 年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金として諸支出金に 1141 万円を追加計上するものである。

歳入については、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の交付実績等により国庫支出金 19 万 3000 円、総務費の減額に伴い一般会計繰入金 228 万 2000 円を減額し、地域支援事業費の法定負担分及び一般財源として、支払基金交付金に 2 万 3000 円、県支出金に 12 万 4000 円、繰越金 1228 万 2000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長（浪瀬真吾君）**

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。6 番議員、大石俊郎君。

**○6 番（大石俊郎君）**

委員長にお尋ねします。議案第 74 号でございます。

一番下の行に、なお審査の過程で 5 年程度診察所の開業の目途がつかなかった場合、解体費用については所有者に応分の負担を検討してもらいたいという、最後の所有者に応分の負担とはどの程度なのかを委員長として考えておられるのか、考えをお聞かせください。

**○議長（浪瀬真吾君）**

総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（構浩光君）**

委員会の折には、500 万円という金額が出ていたかと思います。以上です。

**○議長（浪瀬真吾君）**

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浪瀬真吾君）**

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 76 号の討論を一括して行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浪瀬真吾君）**

討論なしと認め、これで、議案第 73 号、議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 76 号の討論を終わります。

これから、議案第 73 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浪瀬真吾君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浪瀬真吾君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浪瀬真吾君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浪瀬真吾君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 77 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 8 議案第 78 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

**○議長（浪瀬真吾君）**

次に、日程第 7、議案第 77 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）、日程第 8、議案第 78 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君。

**○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）**

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 77 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、収益的収入及び支出において、物価高騰に対する生活支援として、水道料金（基本料金）を 2 か月間減免するものである。

また、人事院勧告による給与改定に伴い総係費の追加計上である。

資本的収入及び支出においては、八反田下川内地区及び口木田地区水道管布設実施設計業務が追加計上されている。

収益的収入において、営業収益を 1306 万 6000 円減額し、営業外収益（一般会計繰入金）を 1306 万 6000 円追加して、総額 2 億 5511 万 6000 円の計上である。

収益的支出について、営業費用 94 万 8000 円を追加して、総額 2 億 4214 万 9000 円の計上である。

資本的収入及び支出については、それぞれ 2230 万円を追加し、資本的収入総額 2 億 6877 万円及び資本的支出総額 3 億 180 万 5000 円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 78 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、職員の人事異動及び人事院勧告による給与改定に伴い職員給与費を減額するものである。

収益的収入及び支出において、それぞれ 851 万 9000 円を減額し、収益的収入総額 2 億 8419 万 7000 円及び収益的支出総額 2 億 6679 万 3000 円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 77 号、議案第 78 号を一括して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 77 号、議案第 78 号について、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 77 号、議案第 78 号の討論を終わります。

これから、議案第 77 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 請願第 2 号 町道（釜の内線）の路面及び離合場所の整備に関する請願書  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 9、請願第 2 号町道（釜の内線）の路面及び離合場所の整備に関する請願書を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

請願第 2 号 町道（釜の内線）の路面及び離合場所の整備に関する請願書

2 審査年月日

令和 5 年 12 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、建設課長、請願者大場貞見氏、中岳正幸氏、三坂登氏及び紹介議員の出席を求め現地調査を行い、その後、委員会を開催しました。

本件は、坂本地区、中尾地区、太ノ原地区及び太ノ浦地区の住民が利用する生活道路であるが、路面損傷や車両の離合が困難な状況にある。

また、令和 4 年度に開業した西九州新幹線の撮影スポットが周辺に多く、町内外から訪れる車両が増加していることから路面補修及び離合所の整備を求める請願である。

慎重に審査した結果、適正な町道管理と交通の安全確保のため、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、離合所の設置においては、周辺自治会や地権者との協議を十分に行い、財政事情厳しい折ではあるが、早急に対応されたいとの意見がありました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、請願第 2 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで請願第 2 号の討論を終わります。

これから、請願第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、請願第 2 号町道（釜の内線）の路面及び離合場所の整備に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 10 議案第 79 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、議案第 79 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 79 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2556 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 68 億 1030 万 1000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、農水産加工施設整備補助金 2556 万 5000 円。歳入は繰入金 2556 万 5000 円でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり、議案第 79 号についてご説明いたします。

それでは、議案書 8 ページをお開きください。3 番歳出になります。

6 款 1 項 3 目農業振興費では、農水産加工施設整備補助金として株式会社彼杵の荘が設置する農水産加工施設に対し整備費用の 70%を補助する費用として 2556 万 5000 円を追加いたしました。

前のページ 7 ページになります。2 番歳入です。

20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金については、今回の補正の財源として 2556 万 5000 円を基金から繰り入れております。

戻って 3 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為補正です。

令和 6 年度事業の町営バス運行業務委託料及び東彼杵中学校スクールバス購入費につきましては、今年度中に契約事務を行うため限度額までの債務負担行為をお願いするものです。

4 ページをお願いいたします。第 3 表繰越明許費補正になります。農水産加工施設整備補助事業につきましては、年度内の完了が見込めないため繰越しをお願いするものです。

説明については以上でございます。その他のページ、第 1 表及び事項別明細書は、歳入歳出の積上げですので説明を省略いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長(浪瀬真吾君)

これから質疑を行います。4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番(吉永秀俊君)

町長にお伺いします。

この議案がですね、なぜ初日に提出を上程されずに最終日の今日になって上程されたのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

これは、前回修正否決をされておりますので、説明はしておりました。

しかし、庁舎内で十分検討しました結果、先ほども請願等もありましたように、道路等も財源が必要となってまいりますし、最初は起債の方で、過疎債の方でやろうと思っていましたが、この過疎債の方も借金でございますので、そういう状況を踏まえて、彼杵の荘の方が話を詰めたところ、自分たちでやって良いということでございまして、公共施設でやるのと比較した段階で、将来を見据えてですね、そういう考えで出しておりました。

ですから、一度説明をさせていただいて、どうしても早急に整備をしたいということで、今回、最終日の提案となったところでございます。以上でございます。

○議長(浪瀬真吾君)

他にありませんか。3 番議員、構浩光君。

○3 番(構浩光君)

加工所を造られた場合ですよ、前回の全協の中で 5 種目と聞いたんですけど、内容がわかれば再度お聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

まず水産物の加工施設ですね。それと道の駅でも販売する惣菜の加工施設。何度も言っています漬物ですね。それと、スイーツの加工もちょっと考えられます。

あと、特産品としてお酒だったり、ジュースだったりというのが、まだそこまで詰められてはいないんですけど、特産品の開発のための加工施設ということをお伺いしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

今、5つぐらいの加工施設をするということでちょっとお話になったんですけど、加工場の責任者とか何かはもう前もって今のところ審議されているのですか。ちょっとお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだ予算が決定する前でございます。これはもう民間に委託しますので、株式会社彼杵の荘でされますし。今度、食品衛生法も掛かってきますので、責任者はたぶんそういう方で決められるのではないかと予測をしております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

3回しか質問できませんので、5点ほどまとめて質問させていただきますね。

まず第1点、サーモンの事業が重点道の駅に、これ全協で説明されたことですが、重複をいわず質問させてください。

サーモンの事業、重点道の駅に指定された要因が、こういった加工施設、サーモンみたいな需要を取り入れてやるというのが1つの要因というふうに、同僚議員の質問で答えられました。

しかしですよ、そもそも、そもそも道の駅は3つ機能がありますね。休憩基地、情報発信基地、それから最後に地元特産品の販売、この3つがあるわけでございます。

今回の加工施設、要するに特産品の加工施設がこの3つの機能に合致しない。そういう、非常に道の駅という制約されているエリア、土地面積に、わざわざこの加工施設を道の駅に造る必然性、これについてお伺いをします。第1点。

第2点。第2点はですね、加工センター施設のまだ設計図がどのようなものに私たち議会に提示をされておられません。設計図が示されていない、加工施設がどのようなものになるかわからないのに、補助金額のみが先行していることも不可解でございます。

だから、こういった設計図をですね、あらかじめ、道の駅さん、株式会社道の駅さんともう交付金が渡しているという前提で話が進んでいるわけですね。

であれば、こういった道の駅も設計を当然補助金の算定資料となるべき金額があって、こういう施設を造るから補助金をこれだけ掛かります。したがって、町長が言われる補助金率70%、本当は町の条例では50%までしか認められていないんですよ。

町長は、これ、ちょっと後でお聞きしますけれども、設計図をまず示されていないことにちょっと疑念を生じている。なぜ出されなかった。これが2つ目ですね。

次、3つ目、3つ目も民営化ということでございますけれども、今回の議案は。特定の業者株式会社彼杵の荘を前提としたこの交付金のあり方、こういうことが公募もせずにやるやり方というのは、町民の理解、適切なんでしょうか。これは3つ目でございます。

次、4点目、先ほどちょっと読みましたけれども、民営した場合の初期費用の補助金70%、もう最高は条例で50%と決められているわけですね。その50%を超えて2565万円とした、70%とした根拠を再度お伺いします。

最後に、最後にですよ。先ほど加工施設には5つの種類の加工センターということでありましたけれども、この前全員協議会の場においては、おいてはですよ、野村さん、いこいの広場の野村さんがサーモンの稚魚を、今、生産しております。当初の稚魚生産は約2,400匹。この2,400匹は九州全地域で展開しているイズミさんやその他のレストラン、ホテル等への出荷、全体の80%はもう決まっているということでございました。あとの20%がですね、加工センター、加工センターと言わせてください、加工センターに出荷されたとして20%。そうすると年間480匹なります。480匹をですね、365日で割りますと1日で1.1匹程度になります。

将来的には、このイズミさんは年間6,000匹生産を目標にしているということにしているということになっています。仮にですよ、実際に20%でなかったとして、全部いこいの広場ででき上がる稚魚、生産した6,000匹が順調に死滅することなく育ったと仮定をして、これも365日で割りますともうわずか20匹弱になります。

その20匹弱の、他に、加工センター、魚とか刺身とか漬物とかホタテとか先ほど5種類言っておられましたけれど、そういうものを道の駅にこれだけの補助金を投入して造る意義、費用対効果、これがあると思われるのでしょうか。

今言った5点、ちょっと町長の、再度、全員協議会でもお答えいただきましたけれども、再度回答をお願いしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、1点目の道の駅に合致しないということでございますが、道の駅に付随した町有地に造るわけですから、道の駅のこととは一切関係ございません。

それから2番目の加工施設の設計が示されていないで、何で金額がわかるかということでございますが、これは金額がですね、もう民間の、彼杵の荘で大体お願いをしたところ金額が出ておりまして、これ以上に上がる予想が出ています。

と言うのは、吉永議員からもありましたが、冷凍施設や何かも全て今度は自分たちでやるということでございますし、先ほど課長も説明しましたが、地元の酒等も検討したいということで、自分たちで考えて、外郭やそれから中身の機械、そういうのも含めて計算が出ています。私が決めたというのは、何にもなくて金額を決めたわけございませんので、ここら辺は私の判断でいたしております。

それと、なぜ70%かというのはですね、70%の補助をしてもうちが造る金額よりも安いということで私が判断をさせていただいたということ。これはもう今からの機械設備の更新とか含めてですよ、全てを今回で終了する。そっちの方が安価になるということでございまして、町民の皆様にはそういうことで説明をしたいと思っております。

それと、公募もしないでなぜしたのかというのは、道の駅で私ほとにかく販売をしたいと考えてございまして、魚介類がすぐなくなってしまう、そういう声も聞いておりますので、道の駅で作って道の駅でそのまま販売をしていただいて、私は、道の駅の岡崎さん、岡崎さんの個人的な話もございしますが、株式会社で、もう町のコアなんです、核、道の駅が。他にこれだけ年間100万人も来るところが今ございませんものですから。言いましたように告知もしないで人々が集まっていたける所、ここしかないもんですから。私ここに資金でも投入をして、そして利益を上げていただいて、税金でお返しをいただきたいという考えでございます。

これは他の建設業界の団体の時も私は申し上げております。なるべく町発注でお願いをしたいということでございますので、そういう形で発言をしております。

初期費用の設定で70%とした根拠というのが、先ほど言いましたように、もう70%補助をしてもそれ以上に上がると私が全協でも説明させていただいたんですが、役場が公設民営にした場合はもっとお金が上がるということで判断をしましたので、そこでもございました。

それともう1つ、何回も申し上げますが、JAの茶工場の方にも予算計上額で予算を通して補助をしているところでございます。

それから、5番目のいこいの広場のサーモンの匹、何匹というのはですね、今の段階でそうございしますが、もうちょっと増やす段階でございまして、いつも、まだ発表できませんけれど他の業者の方も参入して、その匹数を増やすということで、これも私はお願いをいたしてございましてですね、例えば、グラウンドをつぶしてでも水槽を増やすというお考えでございまして。

そういうことで1日あたりの20匹とか何とかではなくて、数量はもっと増えてくるという、今予測をしているところでございます。以上でございます。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

#### ○6番（大石俊郎君）

株式会社彼杵の荘に至った経緯は町長から説明されました。これを私は納得したかというとな納得しているわけではないんですけれども、これを町長とやりやっても平行線ですので、これ以上質問いたしません。

あと二つだけとりあえず質問させていただきます。

まず補助率 70%、これは過去、大楠にある JA のお茶の機械、80%を補助した過去の実績というか、経緯があるということを言われました。これは岡田町長の時ではないですね、当時、どなたの町長か、ちょっと私も議員でなかったので記憶はないのですけれども。

じゃあ、岡田町長になって、この補助率 50%を超えて出された実績というのはいないんですか。これが第 1 点。

次、第 2 点、野村さんの他にサーモン、サーモン事業、他の業者も参入しておられると言われました。その参入しておられる業者、私はですね、この前コオロギで、事業で撤退された今年 1 月から 20 年契約されたウラノさん。これはもう早々と今年の 10 月に撤退されました。こういう撤退の事例もございます。

だからですね、他の業者が参入されたとしても、野村さんにしても、この事業をずっとサーモンが長期に渡って軌道に乗るかというのはまだ定かでない。リスクがあります。そのときに先行して加工センターを造る、今言われた必然性もちょっと大きく補助金を出す 50%を超えて出す補助金の投入。この 70%という額、補助率、これ議員の他の皆さんがどう判断されるかですけれども。

私は条例をですよ、違反をして、町長は議会が議決したらそれが根拠と言われるんですけれども、やはり条例というのは、あくまでもやはり重要なバイブルですよ、町にとっては。それをですね、軽々と議会が議決したら OK ですということであれば、もう全て条例を作る必要がないわけです。その都度その都度、議会に諮って、諮れば良いということになります。

このことについて、町長の見解、今 2 点言いましたよ。もう 1 回言うと、JA の補助金の以外に、町長で今回のやつに限らずですよ、岡田町長になられて 50%を超えて補助金を出された事例がないのかどうかというのが第 1 点。

第 2 点は、そういった野村さんはじめ、今度新しく参入される業者が継続できるかというリスク、リスク管理。これがどのようにあるのかという点でございます。以上 2 点お願いします。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

50%を超えて出しているところがですね、公民館で 70、公民館の施設の方です、地区のですね。それは 70、今度しました。それと大野原周辺地区はですね、基金から 95%出しています。

今回 70 ということでございまして、これは予算計上額をですね、その都度、その都度ではなくて大きな事業の時に、議会も議決ですから、議決権、お一人お一人町民の代表ですから、たぶん大石議員の意見もありますでしょう、他の皆さんも意見はある。

私がいつもお願いしているのは、もうそれは意見はあっていいと思います、ただしかし、最終的には議会で決めていただければ、それは反対、賛成 10 対 0 はたぶんないと思うんですよ。その辺でございまして、事例がございまして。

それと、このサーモンがなくなった時のリスク、これはですね、実は私はこのリスクはマグロの方を考えていまして、今、道の駅とも協議をさせていただいて、他のところからもマグロを仕入れて出す予定もしもの時には、今、つてをつたってお願いをしておりますので。この辺も全てを含んで魚介類の調理というか、捌く。それと、従業員の方も雇用される計画でございまして、その辺も勘案した結果ですね、私が今回お願いをしたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

いよいよ 3 回目の質問となります。

公民館とか、あとどこかも一つ言っておられましたね、蕪、演習場、あれが 95%。そういうのを岡田町長になってやったということなんですけれど。

もしですよ、条例が 50%と決まっておるわけですね。我々議会もそこまで補助金を出される時に、その 50%範囲だったのかとって町長にきちんと委員会なんかでお尋ねする責任もございました。

しかしですよ、町執行部は、やはり条例で決まっている 50%を超えて支出する場合は、議会が質問するまでもなく、今回 50%を超えて支出しますよ、そして議会の皆さんご理解くださいというふうに説明されるべきであろうと思います。

だから、今回、例えば、大野原の庁舎の近く、それから私は仕入れているのは小音琴の公民館に、いくらですか、70%ですかね、補助金率を超えて出されて、我々も議会としてそれを知らずに認めてしまいました。条例があるにも関わらずですよ。我々議会も失着ですよ、大いなる、そのところを質問しなかったのは。

しかし、町当局もこうやって出しますよということをきちんと説明されて、やはり議会の、それで、その了解のもとに議会が議決したらいいんですけれども、説明されないままに隠しておいて終わって、議決したからそれが根拠ですと言われても、私はちょっと困るのではないかなと。町当局、我々議会にも責任はないとは言いません。責任がありました。あったんですよ。町当局に、説明責任が欠けていたのではないかなと思います。

それからですよ。次、2 つ目、今度はサーモンが行き詰まった場合、マグロにもやるということ。もうマグロというのは、あれですかね、ふるさと納税にできるんですかね。マグロは要するに特産品じゃないといけないでしょう。これは、サーモンは東彼杵町でできますと。マグロもあそこですかね、さっき言った野村さん、マグロの養殖も参入されるということで理解してよろしいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず第一点目の 50%を超して 70%への説明不足だというのは申し訳なく思ったんですが、予算計上をしてから、それはもう議会のですよ、会期の持ち方もありまして、私が思っておりますのは、今後その委員会に出ろと言われれば、もっと詳しく説明をしなくてはいけなかったかなと反省をしているところでございますが、予算に上がってから皆さん方からご質問を受けるということでもございまして、これはもう予算計上額でもできるようになっておりますのでお願いをしたところでございます。

サーモンにつきましてははですね、今、サーモンではなくマグロは、時津に、もう何回も申し上げましたように、大村湾漁協で仕入れたのを時津でただ切り身というか、そういうのを作って、うちがふるさと納税にしているんですが。時津町と協定を結んでそういうことができているものですか

ら、もしそれが駄目になったら、約 9000 万円、マグロが今一番でございましてですね、ふるさと納税が。

そういう感じで、今度また県内産を今度持ってきて、うちで処理をしていけば、ふるさと納税には該当できると思うので、そういう形で。

将来的なリスクを見ながら、どうしても民間では駄目だとおっしゃれば、もうこれは皆さん議会の議決でまた白紙に戻るわけでございますが、この辺は何卒ご協力いただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○——△——

関連で質問ができませんか、特別に。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

ありがとうございます。

是非ですね、今、マグロの話がされました、時津町。このふるさと納税について、長崎県下の産物であればふるさと納税として抵触しないというふうに考えてよろしいですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

先ほど町長が申しました件ですけれど、時津町と協定ということで。ふるさと返礼品の納税返礼品のルールの中に他の市町と協定を結んで共通返礼品として出して良いというふうなルールがございます。同じ大村湾漁協内の地域ですので、漁協が活性化すればですね、当町の方にもメリットがあるということでそういうふうに協定を結ばさせていただいております。

それと、県内産で OK というのがですね、長崎県の商品の指定がございまして、そちらについてはマグロは指定はされておられません。カステラとかですね、角煮まんじゅうあたりが、あとちゃんぽんですね。それが指定をされております。

今回マグロですので、時津の方で加工されているということで、そういうことで共通返礼品として出しております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 57 分）

再開（午前 10 時 58 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

サーモンに餌として抹茶、お茶を使ったらそのぎサーモンとして売ることができるのかどうか、お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

他所の県もですね、例えば愛媛県のタイとかオレンジとか、いろいろこうやっている所もございまして、その辺はそのぎ茶を餌、養殖の餌に入れてそのぎ茶サーモンでいけると私は考えておりますので、その辺はまた今後研究しながら進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

先ほどのマグロの件でお尋ねします。時津との協定ということでふるさと納税のルール改正についてはクリアしているということですが、時津も必死ですので、マグロで、うちだけで 9000 万円でしょう。そうすると、今ルール改正がありましたけれど、先般の一般質問の時に不交付の地域、東京 23 区の 20 区と川崎市、ここはもう何十億円というふうに住民税が流出しているわけですよ。

おそらくこのふるさと納税というのは、中期的には流動的な部分が必要になって、改正されるところが非常に大きいと思うんですよ。

ですから、もう一度確認ですが、マグロも彼杵の方で地場産品としてする施設も視野に入れているのかどうかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これちょっとまだ未確定でございますが、時津町が東彼杵町というのは、私が今、町長さんと交渉をしまして協定をさせていただいております、東彼杵町にもやっていいと。ただ、大安議員がおっしゃったように、職員関係ではですよ、うちにやるのも少し異論が出ていることは間違いございませんでした。ただしかし、トップ交渉で今回もずっと継続してやっていただいておりますが。

先ほど言いました、例えば、不交付団体がぐっと減った時にはそれは痛みがございまして、交付団体の中で、もしふるさと納税が減ってしまった時にはですね、約 75% ぐらい財政の助成もあるようでございますが、今のところですね。

ただしかし、ふるさと納税だけに頼ってするわけにはいかなかったものですから、起債をなるべくそういう借らなくてすむような形で進めたいと思って自主財源でふるさと納税の方に力を入れさせていただきたいと思って発言しているわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

ちょっと契約の方でお尋ねします。

平成4年にですね、それまでの借地法がこれが非常に借主に有利だということで、平成4年に借地法が改正されて、借地借家法に改正をされております。

それでもしかしですね、かなり借主に有利な法律になっているわけですがけれども、この今回の契約についてはですよ、この借地借家法が適用される普通借地契約なのか、それともこの借地法が適用されない定期借地契約を結ばれるのか、どちらで契約をされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは前回説明しましたが借地借家法でございますので、10年から30年ということでございまして、その間を取って20年でまずはいきたいと思っております。以上でございます。

すみません、事業用の定期借地でいく予定でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

やはりこれはですね、即決というわけにはいきません。

今日議案を提出されて、今日もうまだまだいきたいところ、関係施設の現地視察を見る必要があります。それから関係者の事情聴取もしておりません。

そういうことで、これは委員会付託を省略してというわけにはいきません。

やはり町長も言っておられます。議会の慎重審議を得てということを経済委員会の冒頭に申し述べておられます。この慎重審議、すなわち私たち議会が町民から付託されております、ここは。だからそれを、町長から提案された、町当局から提案された今回の議案をしっかりと調査をして、現地視察をして、その補助金70%、50%を超えた、条例は50%と定めがあります。条例違反ですよ。それを超えて出すわけですから、それを超えて出すことの必然性とか町民の声も聞かなければなりません。

そういったもろもろのことで、委員会を省略してここで一括して判断をするというには、少々乱暴なことではないのかなということ異議ありです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他に。7番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

先ほどから何回も出ておりますけれども、9月には一応修正して否決をされましたけれども、その後、臨時会もあって、そして全員協議会もあって、質疑が十分に尽くされたかなと私は思っております。

この加工施設を待っておられる、出品者の方も期待をして待っておられますので、なるべくならですね早くと造っていただいて、そういう方のためにもやっていただいたら活性化にもなるかなと思っておりますので即決してお願いをしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他に意見はありませんか。5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

今いろいろご審議された中で、私としては今回の件は9月の段階で過疎債に適用できるというようなこともあって、その後できないといういろいろ審議やったんですけど、私としては、道の駅にまず施設を造るとすればですね、まず今でも駐車場も小さいし、車が10台ぐらいの状況と言われるんですけど、もっと考えればですね、今、町有地として他のところはないものか、近くはないものか、やはり民営とすればですね、ちょっと近く道の駅内じゃなくてですね、もうちょっと他のところができないものかということで、いろいろここはあるのでしょうか、もう少しですね、委員会何かで審議できたらなと思っております。ちょっと今のところ以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

私も新人議員なんですけれど、9月の議会、また今回の今日の説明、それから全員協議会の折にも町長側から親切に説明をいただきました。

まず、駐車場の問題もですね、先日私道の駅に行ってきました。加工所ができる場所をですよ、できた場合に何台駐車ができないでしょうかと言ったら、10台程度と言われました。

実際、道の駅にしばらく居てもですね、出てくる車、それから入ってくる車、そんなに渋滞はなかったと思います。

ですので、今の場所に造ってもですよ、5月の連休とか、そういう時はちょっと場所を考えないといけないと思いますが、今の場所に造っても問題はないかと思っております。

以上です。

○——△——

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時07分）

再開（午前11時14分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

他に、この委員会付託にするかしないかということでご意見ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

それでは、議案第79号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

賛成多数です。

したがって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

議案第79号についての討論はありませんか。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

先ほども申しましたように、やはりふるさと納税、貴重な約2500万円という貴重なふるさと納税の基金、それを本来は5日に上程すべきところ、議会最終日の今日本日12日に上程されたこの町執行部の手法、これは到底看過することはできません。

5日に提出しておられれば、少なくともその期間に、休会が2日今会期予定されておりました。その2日間の休会を活用して委員会を開催をし、色んな最大限関係者とか施設とか見に行く努力もできました。

そして、今回喧々諤々今日も朝9時から議員連絡会がありましたけれども、その件について9時半で終わることなく、9時40分まで延々と議論をしておりました。会期1日ということですね。

そういうことでありまして、要するにその貴重なふるさと納税の基金約2500万円を今日1日で採決をするというこの手法、私は到底町民を代表する議員1人として、私個人としてはですよ、到底認めるわけにはいかない。

これを、もう少し会期を延長していただいて、次の年明けてからの臨時議会あたりで開いていただいて、それを前提として審議をする、そういう時間的余裕を町執行部は与えていただきたいと思うわけでございます。

私たちは、町政の監視にございます。そういったことをですね、しっかりチェックできない議会としてはどうなのかなと思わざるを得ません。

そういうことによって、反対理由を縷々述べてまいりましたけれども、今日本日の議案決定に反対するものでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、賛成の討論を許します。7番議員、口木俊二君。

○7番（口木俊二君）

私は農水産物加工施設の整備には、民設民営の立場で賛成、話をさせていただきます。

民設民営の方がですね、経費を相当安く抑えられる。公設民営となると完成までに少なくとも1年3か月、1年半ぐらい程度を要し、時間がかかりすぎます。

補助事業の方が経費が3分の1程度に抑えられて、町の財政も少しは和らぐかなと思っております。公設民営だと指定管理委託料や利用者からの使用料も徴収することになります。ランニングコストも当然かかってきます。

昨年6月に施行された改正食品衛生法で漬物等の製造販売が許可制になり、来年6月にそれが施行されます。そのためには、スピード感を持って早期に完成させ、加工施設利用者に喜んでもらえることで、出品者にも意欲が出てくると期待をいたしたところであります。

全員協議会の中でも説明があったように、来年早々一番期待をしているサーモンの出荷が予定をされております。

よって、それらの件も含めて民設民営に賛成をいたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、反対討論をいたします。5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

今回の件はですね、もっと委員会等で審議したかったんですけど、どうしてもですね、漬物、サーモンが特に今回中心になったんでしょうけれど、他のやめられる方ですね、大根とか漬物、漬物とか水産物加工の入られる方ですね、おそらく職員として入られるのか、何らかの形で入られる人たち、要するにそういう仕事を辞めて加工場に入られる方ですね、その人たちの意見も聞きたいし、やはり、もうちょっと、今度保健所が6月1日からということになればですよ、今、完全に審議しなければならない、ならないということで、その6月までに、今の時期に出さなければ6月の保健所で入られないという期間があったのかですね。

もうちょっと時間が、もうちょっと伸ばす時間とか、そういう審議ができなかったのかなと思って。今回、もうちょっと私としてはもう少し審議をしたかったなと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、賛成の討論を許します。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

賛成の立場から発言します。

先ほど口木議員が言われたようにですね、同じような考えであります。

まず、先日岡崎社長に会って話をしたところ、漬物を作っている方がですね、早く出したいということも聞いております。

それから、駐車場の問題もそれまでもかからないということで聞いています。

それから、逆にそのぎサーモンとして出せばですよ、東彼杵町はお茶、サーモンとあってですよ、そういうPRができる格好の機会だと思っております。

うちに加工所があれば川棚の魚も彼杵として出せるということで、これはもう加工所を早く作ってですよ、早急に加工所を作って実施してもらいたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他に討論ありませんか。

ないですね。

以上で、討論を終わります。  
これから議案第 79 号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
原案に賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 79 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 11 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 11、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午前 11 時 23 分）

+

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 口木 俊二

署名議員 大安 義和